

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 六）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「在韓国日本国大使館」の下に「、在中華人民共和国日本国大使館」を加え、「、在上海日本国総領事館」を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一 在勤基本手当 百分の八十

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。